

南島原市移住促進空き家活用事業補助金交付要綱（平成28年4月1日告示第29号）

最終改正:令和5年4月18日告示第68号

改正内容:令和5年4月18日告示第68号 [令和5年4月18日]

○南島原市移住促進空き家活用事業補助金交付要綱

平成28年4月1日告示第29号

改正

平成31年4月5日告示第82号
令和3年6月14日告示第116号
令和4年4月1日告示第98号
令和5年2月14日告示第20号
令和5年4月18日告示第68号

南島原市移住促進空き家活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内における空き家を有効に活用し、Uターン者又はIターン者の定住促進を図るため、予算の定めるところにより、空き家の改修を行う者に対し、南島原市移住促進空き家活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用に供されていない市内に存する戸建て住宅であって、市ホームページ「空き家情報」に掲載されているものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (3) 入居者 所有者から空き家を購入又は賃借し、当該空き家に居住しようとする者をいう。
- (4) DIY 事業者によることなく、次条第1号に該当する入居者が自ら空き家の改修を行うことをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市税及び国民健康保険税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次の全てに該当する入居者
 - ア 市に転入した者で、転入日から1年を経過していないもの又は市に転入しようとする者で、第9条の規定による実績報告書を提出する日までに市への転入の手続を完了するもの
 - イ 補助金の交付を受けてから10年以上市に居住しようとする者
 - ウ 3親等内の親族間において、空き家を購入又は賃借していない者
 - エ 本市へ転入する際に自治会に加入すること。
- (2) 空き家の所有者であって、次の全てに該当するもの
 - ア 前号ア及びエに該当する入居者に空き家を賃貸しようとする者又は当該入居者に空き家を賃貸した日から1年を経過していない者
 - イ 補助金の交付を受けてから空き家を10年以上入居者の居住の用に供しようとする者
 - ウ 3親等内の親族間において、空き家に係る賃貸借契約を締結していない者

(補助の対象工事)

第4条 補助の対象となる改修は、空き家の全部又は一部に対して行う別表に掲げる工事等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等は、補助の対象としない。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が10万円未満の工事等
- (2) 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは事業所を有する法人（県内に本店を有する法人に限る。）以外の者が行う工事等
- (3) 補助金の交付の決定の通知を受ける前に着手した工事等
- (4) 補助金の交付の申請をする日の属する会計年度の3月31日までに完了することができない工事等
- (5) その他市長が補助の対象として不適当と認める工事等

(補助対象経費、補助額等)

第5条 補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市が実施している他の住宅等の改修等に係る補助（以下「他の公的補助」という。）を受ける場合においては、補助対象経費のうち他の公的補助の対象となる部分については、補助金の交付の対象としない。

3 補助金の交付は、空き家1棟につき、1回限りとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第6条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 承諾書（様式第2号）（申請者が第3条第1号に規定する者の場合に限る。）
- (3) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請者が第3条第1号に規定する者の場合に限る。）
- (4) 住民票の写し（申請者が第3条第1号に規定する者であって、市に転入したものである場合に限る。）
- (5) 自治会加入証明書（様式第3号）（申請者が第3条第1号に規定する者であって、市に転入したものである場合に限る。）
- (6) 市税及び国民健康保険税を滞納していないことを証する書類
- (7) 補助金により改修する空き家の所有者を確認できる書類（課税台帳登録証明書等）
- (8) 工事見積書（工事を行う部分の内容が確認できるものであって、その内訳の明細が分かるもの）の写し、DIYにあっては、原材料費を確認できる書類

(9) 工事予定箇所の写真

(10) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、当該年度の1月31日とする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、前条第1項に規定する書類の審査を行い、交付申請日の翌日から起算して14日以内に、交付の可否を決定する。

(変更等の承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、その申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第11条の規定により補助事業等変更中止(廃止)報告書に、事業変更中止(廃止)計画書(様式第4号)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(実績報告)

第9条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

(1) 工事等完了証明書(様式第5号)

(2) 工事完了箇所の写真

(3) 住民票の写し(申請者が第3条第1号に規定する者であつて、規則第4条の規定による申請書の提出後に市に転入したものである場合に限る。)

(4) 自治会加入証明書(様式第3号)(申請者が第3条第1号に規定する者であつて、規則第4条の規定による申請書の提出後に市に転入したものである場合に限る。)

(5) 当該工事等に関する領収書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、請求内訳書(様式第6号)とする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月5日告示第82号)

この告示は、平成31年4月5日から施行し、改正後の南島原市移住促進空き家活用事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度の予算に係る南島原市移住促進空き家活用事業補助金から適用する。

附 則(令和3年6月14日告示第116号)

この告示は、令和3年6月14日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第98号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月14日告示第20号)

この告示は、令和5年2月14日から施行し、改正後の南島原市移住促進空き家活用事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度の予算に係る南島原市移住促進空き家活用事業補助金から適用する。

附 則(令和5年4月18日告示第68号)

この告示は、令和5年4月18日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

対象となる空き家	工事等	補助対象者	補助対象経費及び補助額
(1) 昭和56年6月1日以降に建築された空き家 (2) 昭和56年5月31日以前に建築された空き家で、耐震性が確保されているもの又は本事業により確保される見込みのもの	空き家の改修に係るもののうち、次に掲げる工事等とする。 (1) 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁、設備等の改修(併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。) (2) 家財道具の撤去費 (3) 耐震改修工事 (4) その他市長が必要と認めるもの	第3条第2号に該当する者	(1) 補助対象経費 工事等の欄に掲げる工事等に要する経費の合計 (2) 補助額 補助対象経費の3分の2以内の額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、空き家の改修1件当たり133万円を限度とする。ただし、家財道具の撤去費については、補助額のうち10万円を限度とする。
上記以外の空き家	空き家の改修に係るもののうち、次に掲げる工事等とする。 (1) 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁、設備等の改修(併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。) (2) 家財道具の撤去費 (3) DIYの原材料費 (4) その他市長が必要と認めるもの	第3条第1号及び第2号に該当する者	(1) 補助対象経費 工事等の欄に掲げる工事等に要する経費の合計 (2) 補助額 補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、空き家の改修1件当たり100万円を限度とする。ただし、家財道具の撤去費については、補助額のうち10万円を限度とする。

事業実施計画書

申請者	住所		
	氏名		
	所有者との関係		
	連絡先		
空き家の所在地	所在地		
空き家の所有者	住所		
	氏名		
	連絡先		
施工業者	所在地		
	名称		
	代表者名		
	連絡先		
工事等の概要	箇所等	金額（単位：円）	摘要
対象となる 空き家	(1) 昭和56年6月1日以降に建築された空き家 (2) 昭和56年5月31日以前に建築された空き家で、耐震性が確保されて いるもの又は本事業により確保される見込みのもの (3) 上記以外の空き家		
補助対象経費	円（消費税含む。）		
補助金申請額	円		
工事期間	着手	年	月
	完了	年	月
確認事項	上記工事について、国、県等の補助金の有無		有・無

承 諸 書

私、_____は、所有する下記物件に関する、南島原市移住促進空き家活用事業について_____が行うことを、以下のとおり承諾いたします。

記

【承諾事項】

- (1) 下記物件についての改修を行うこと。
- (2) 本事業完了後、当該物件を10年以上入居者等の居住の用に供すること。

物件の所在地	南島原市
--------	------

年 月 日

所有者 住 所

氏 名 (※)

(※)本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください

年　月　日

南島原市長 様

申請者 住 所
氏 名 (※)

(※) 本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください

自治会加入証明書
(南島原市移住促進空き家活用事業補助金)

上記の者が、自治会に加入していることを証明します。

自治会名
会 長 (※)

(※) 本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください

※南島原市移住促進空き家活用事業補助金は、UIターン者の定住促進を図るため、空き家の改修をした者に対し補助するもので、自治会への加入を要件の一つとしています。

事業変更中止（廃止）計画書

申請者	住所		
	氏名		
	所有者との関係		
	連絡先		
空き家の所在地	所在地		
空き家の所有者	住所		
	氏名		
	連絡先		
施工業者	所在地		
	名称		
	代表者名		
	連絡先		
変更の内容	箇所等	金額（単位：円）	摘要
対象となる 空き家	(1) 昭和56年6月1日以降に建築された空き家 (2) 昭和56年5月31日以前に建築された空き家で、耐震性が確保されて いるもの又は本事業により確保される見込みのもの (3) 上記以外の空き家		
補助対象経費	円（消費税含む。）		
補助金申請額	円		
工事期間	着手 完了	年 年	月 月
着手 完了	年 年	月 月	日 日
変更 中止 の理由 廃止			

(添付資料) 変更内容が分かる見積書等

工事等完了証明書

工事物件所在地	南島原市		
空き家の所有者			
工事期間	着手 完了	年 月 日 年 月 日	
工事内容	箇所等	金額（単位：円）	摘要
対象となる 空き家	(1) 昭和56年6月1日以降に建築された空き家 (2) 昭和56年5月31日以前に建築された空き家で、耐震性が確保されて いるもの、又は本事業により確保される見込みのもの (3) 上記以外の空き家		
工事金額 (消費税含む。)	円 (うち補助対象経費 円)		

請求内訳書

1 補助対象経費

2 内訳書

(単位:円)

交付 (変更交付) 決定額	交付決定 (変更交付) 年月日	既受領額	今回請求額	残額